

「障害者差別解消法の成立」

6月19日、障害者差別解消法が成立しました。1990年に「障害を持つアメリカ人法（ADA）」が作られてから23年、日本も曲がりなりにも障害者差別を禁止する法律を持つことになりました。

宗教や人種を巡っての差別の歴史から、女性の方・子どもへの差別、そして障害を持つ人への差別。時代時代の少数の側に置かれた人はしばしば差別を被ってきました。そして多くの場合、多数の人の側が深刻な課題を抱えた場合、少数の側の人への差別は過酷なもの、非常に尖ったものになってきました。

歴史を離れて、私たちの毎日の生活、毎日の気持ちの中に差別はあります。差別はさまざまな原因から起こります。意識して差別することもあるれば、意識せずに差別することもあり、また、差別する人が差別される人に入れ替わることもしばしばです。このことは、「差別」という言葉を「いじめ」に置き換えてみると、もっと事態ははっきりします。

今回の障害者差別解消法制定の大きな力となった障害者政策委員会差別禁止部会の意見は、「差別的取扱いと思われる事例が多数存在するという現実がある一方で、多くの国民が差別はよくないし、してはならない、障害者には理解を持って接したい、と考えている。差別はよくないことだ、という国民誰もが持つ考えを形あるものにして生かすためには、具体的に何が差別に当たるのか、個々人で判断することは困難であるので、その共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要となる」と書いています。

障害者差別解消法は、今後3年間をかけていろいろな分野の差別の姿、またそれをなくすためのルール・配慮などを「ガイドライン」にまとめることを決めています。部会意見にあるように、「具体的に何が差別に当たるのか」の物差しを作る作業です。私たち聞こえに困っているものは、聞こえが原因で、また聞こえに関連することが原因で様々な差別を被っています。その差別を、そして差別をなくすためのルール・配慮をガイドラインに書き込む行動が求められます。また、私たちが被っている差別をひとりひとりが具体的に思い浮かべる作業は、他の分野で私たち持っている・行っている差別的な思い・行いへの気付きをもたらすものと私は思っ

ています。